

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第6号及び第2項第3号中「の定める事由に該当する」を「が認める」に改める。

第16条第4号中「定めた事由に該当する」を「認める」に改める

第18条第4号中「の定める事由に該当する」を「が認める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。